

熊本市上下水道局が発注する建設工事に係る業務（建設コンサルタント等業務）委託契約に係る最低制限価格の算定基準

制定	平成22年	3月16日	上下水道事業管理者決裁
改正	平成22年10月	8日	上下水道局総務課長決裁
	平成23年	6月16日	上下水道事業管理者決裁
	平成24年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	平成26年10月	31日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年	3月30日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年	5月27日	上下水道事業管理者決裁
	平成28年	6月8日	上下水道事業管理者決裁
	平成29年	3月31日	上下水道事業管理者決裁
	平成30年	3月30日	上下水道事業管理者決裁
	平成31年	4月1日	上下水道事業管理者決裁
	令和3年	3月24日	上下水道事業管理者決裁
	令和6年	4月1日	上下水道局総務課長決裁
	令和6年	5月13日	上下水道事業管理者決裁

（趣旨）

第1条 この基準は、競争入札により建設工事に係る業務委託（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものを除く。以下、「建設コンサルタント等業務」という。）の委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定する場合の基準を定めるものとする。

（最低制限価格）

第2条 最低制限価格は、次項の規定により算出した最低制限基準額を基礎として、当該額を下回らないように熊本市上下水道事業管理者が定めるものとする。

- 2 最低制限基準額は、別表の業種区分の欄に掲げる業種の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表①から④までの各欄に掲げる額（千円に満たない額を切り捨てた額とする。ただし、割合を乗じて得た額とする場合にあっては、割合を乗じる前の千円に満たない額を切り捨てた額に割合を乗じて得た額とする。）の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その得た額が、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 3 その業種が別表の業種区分のいずれにも該当しない建設コンサルタント等業務の最低制限基準額は、予定価格に4分の3を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定により算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成26年10月31日から施行し、この基準による改正後の熊本市上下水道局が発注する建設工事に係る業務委託契約に係る最低制限価格の算定基準第2条第2項及び第3項の規定は、一般競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

ては平成26年12月1日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月8日から施行し、一般競争入札にあっては平成28年6月2日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和3年3月24日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

附 則

この基準は、令和6年5月13日から施行し、一般競争入札にあっては同日以降に公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以降に指名をするものについて適用する。

別表（第2条関係）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
土木設計業務	直接原価の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務及び土木設計業務を合わせて行う業務	直接原価等の額	その他原価等の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費等の額に10分の5を乗じて得た額
建築設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

## 備考

- 1 直接原価 直接測量費、測量調査費、直接人件費及び直接経費の和とする。
- 2 直接原価等 直接測量費、測量調査費、直接人件費、直接経費及び直接調査費の和とする。
- 3 その他原価等 その他原価及び間接調査費の和とする。
- 4 諸経費等 諸経費及び一般管理費等の和とする。